

# 延長保育のご案内

※延長保育料は幼児教育・保育の無償化対象外となります。



## 1 延長保育とは

通常の保育時間の前後に延長して行う保育です。

勤務時間等の関係で、延長保育が必要と認められる方のみ、利用可能です。なお、延長保育の利用時間は、保育時間によって異なります。

- (1) 保育標準時間の場合 朝の延長保育……午前7時～午前7時30分まで  
夜の延長保育……午後6時30分～午後7時まで
- (2) 保育短時間の場合 朝の延長保育……午前7時～午前8時まで  
夜の延長保育……午後4時～午後7時まで

※延長保育開始前（午前7時以前）及び終了後（午後7時以降）は、お子さんをお預かりできませんので、利用時間にはご注意ください。

※感染症感染拡大防止等の観点から可能な限り早めのお迎えにご協力ください。

## 2 延長保育の利用方法

### (1) 利用料金

日額200円、月上限額2,500円

※1日に朝と夜の2回延長保育を利用した場合も200円となります。

### (2) 届出から支払いまでの流れ



届出	延長保育の利用を希望する場合、「延長保育利用届」を記入し、入所する保育施設へ提出します。
連絡	延長保育の利用が必要となった場合、連絡期限までに利用する旨の連絡をします。 ・朝の延長保育……前日の午後6時まで ・夜の延長保育……（保育標準時間）当日の午後6時まで （保育短時間）当日の午後3時まで
利用	送迎時に延長保育利用者名簿へお子さんの名前、時間を記入します。 ※記入方法等の詳細については、入所する保育施設へご確認ください。
請求支払	延長保育を利用した翌月15日までに、こども課から納入通知が届きますので、通知にある支払方法に基づき支払いを行います。 <u>※納期限内にお支払いいただかない場合、延長保育の利用をお断りする場合があります。</u> ※支払方法は口座振替・納付書払いのいずれかとなります。口座振替を希望する場合は、別途お手続きが必要となりますので、市収納課（88-9126）へご相談ください。

【問い合わせ先】須賀川市教育委員会事務局こども課保育幼稚園係 0248-88-8124  
※延長保育の実施内容等の詳細については、各保育施設へお問い合わせください。